

## 津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書

須崎市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社高知高速道路事務所（以下「乙」という。）は、津波襲来時に、乙が管理する高速道路の区域の一部（以下「高速道路区域」という。）を甲が一時的に使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的及び範囲）

第1条 甲は、須崎市内に津波が襲来又はそのおそれがある場合で、別添図1の範囲に居住する住民（以下「地域住民」という。）が所定の避難場所へ避難する時間的余裕がないときに、地域住民の生命を守るため、緊急避難場所として別添図2の高速道路区域を一時使用することができるものとする。

### （津波避難計画への反映）

第2条 甲は、本協定で定めた津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する事項について関係機関と調整のうえ、地域の津波避難計画に速やかに反映させるものとする。

### （使用期間）

第3条 甲が高速道路区域を一時使用できる期間は、須崎市内に津波が襲来し、又は高知県沿岸地域に津波警報が発令されるなど津波襲来のおそれが生じたときから、高知県に発令された津波警報が解除されるなど、津波による避難の必要がなくなったときまでとする。

2 甲は、前項の使用期間経過後においても、乙と協議のうえ、災害救援物資等の仮置場として高速道路区域を一時使用することができる。

### （使用料）

第4条 甲が本協定により高速道路区域を一時使用する際の使用料は、無償とする。

### （避難訓練）

第5条 甲は、第1条の目的を円滑に達成するため、事前に乙と協議のうえ、定期的に避難訓練を実施するものとする。

### （原状復旧）

第6条 本協定による高速道路区域の一時使用に起因して道路施設が損傷したときは、甲の負担により原形に復旧することを原則とし、その復旧方法については甲が乙と協議するものとする。

### （安全対策）

第7条 甲は、高速道路区域の一時使用にあたって、避難方法及び地域住民の安全確保に一切の責任を負うものとし、乙と協議のうえ、必要な安全対策を講じるものとする。

2 甲は、乙の管理する道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は高速道路区域内に新たな施設を設けようとするときは、甲はあらかじめ乙と協議のうえ、道路法等関係法令の諸手続きをとるものとする。

(地域住民への周知)

第8条 甲は、本協定に定める一時使用の目的及び範囲及び使用期間等のほか、次の各号を関係する地域住民に周知したうえで運用を図るものとする。

- 一 高速道路区域が地震等により損傷し、一時使用が困難となる場合があること。
- 二 高速道路には走行する車両が存在し得るため、本線内に立ち入らないこと。

(鍵の保管)

第9条 甲は、高速道路区域に入るための門扉の鍵について、あらかじめ乙から貸与を受け、保管しておくものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、一時使用又は事前対策により乙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに乙に届け出て、甲の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

- 2 本協定による一時使用に伴い発生した第三者の損害及び事故等については、乙は一切の責任を負わない。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 甲乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに相手方に対し解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月26日

甲 高知県須崎市山手町1番7号  
須崎市長  
楠瀬耕作

乙 高知県南国市領石924番地34  
西日本高速道路株式会社四国支社  
高知高速道路事務所長  
大部 蘭和久